

大阪公立大学大学評価基本方針

2022年4月1日

大学評価委員会

第1 目的

大阪公立大学（以下「本学」という。）における大学評価は、本学の教育、研究及び社会貢献等の活動について、一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の質の向上を図り、本学の理念・目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的とする。

第2 定義

- (1) 法人評価における自己評価とは、地方独立行政法人法第78条の2第1項に基づき大阪府市公立大学法人大阪評価委員会が行う公立大学法人大阪の評価に際し、本学が行う自己評価をいう。
- (2) 自己点検・評価とは、学校教育法第109条第1項に基づき本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (3) 教員活動点検・評価とは、(2)に掲げる自己点検・評価の一環として実施する、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する点検・評価をいう。
- (4) 第三者評価とは、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価機関が行う評価（以下、「認証評価」という。）、その他大学の質保証を目的に第三者が行う評価をいう。
- (5) 部局とは、各学部・学域、研究科、国際基幹教育機構及び研究推進機構並びに各研究院をいう。

第3 評価の種類

大学評価は、法人評価における自己評価、自己点検・評価、第三者評価及び教員活動点検・評価とする。

第4 法人評価における自己評価の実施

法人評価における自己評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

第5 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検・評価については、概ね3年ごとに実施し、詳細は別に定める。
- (2) 自己点検・評価は、大学及び教育研究組織である各学部・学域、研究科、国際基幹教育機構及び研究推進機構を一つの単位として実施する。

第6 教員活動点検・評価の実施

- (1) 教員活動点検・評価については、評価期間を3年として実施し、詳細は別に定める。
- (2) 教員活動点検・評価は、教員組織である研究院を一つの単位として実施する。

第7 第三者評価の実施

第三者評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

第8 実施体制

- (1) 大学評価は次の体制により実施する。
 - ア 法人評価における自己評価、自己点検・評価及び第三者評価の実施は、大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）が、各学部・学域、研究科、国際基幹教育機構及び研究推進機構において計画・評価を所掌する委員会等と連携して、効果的に行うものとする。
 - イ 教員活動点検・評価の実施は、大阪公立大学教員自己点検委員会（以下「教員自己点検委員会」という。）が、研究院において教員活動点検・評価を所掌する委員会等と連携して、効果的に行うものとする。
- (2) 大学評価に係る基本的事項は、必要に応じて、大阪公立大学内部質保証会議及び大阪公立大学教育研究審議会に報告し、又は付議するものとする。

第9 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載やホームページへの掲載等広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は大学評価委員会及び教員自己点検委員会において定める。

第10 評価結果の活用

- (1) 学長は、大学評価の結果に基づき必要に応じて、中期計画・年度計画の見直しを行うとともに、次期中期計画・年度計画の策定に活用する。
- (2) 大学評価委員会及び部局において計画・評価を所掌する委員会等は、別に定めるところにより、大学評価の結果に基づき改善が必要と認められるものについて、その改善につとめる。

附 則

この基本方針は、2022年4月1日から施行する。